

2018年9月28日

各位

会社名 株式会社 高島屋
代表者名 取締役社長 木本茂
(コード番号 8233 東証一部)
問合せ先 広報・IR室長 園田 早苗
(TEL. 03-3211-4111)

株式併合による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りに関するお知らせ
(会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく自己株式の買取り)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく株式併合による1株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 買取りの概要

当社は、2018年5月22日開催の第152回定時株主総会の決議に基づき、2018年9月1日を効力発生日として、株式併合(2株を1株に併合)を行いました。

この株式併合により生じた1株に満たない端数につきまして、会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づき、2018年9月28日の当社普通株式の終値で買取ることを決定いたしました。

2. 買取りの内容

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 買取る株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 買取る株式の総数 | 883株 |
| (2) 買取りと引換えに交付する金銭の総額 | 買取る株式の総数に買取り日(2018年9月28日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額。ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、東京証券取引所において、最初になされた売買取引の成立価格とする。 |
| (4) 買取り日 | 2018年9月28日
ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、東京証券取引所において最初に売買取引がなされた日とする。 |

以上